一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年北陸地方整備局告示第百二十六号小松能美都市計画道路事業三・五・五十六号粟津波倉線及び七・七・一号粟津街なか線
三　事業施行期間　自平成十九年十月十日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
三重県多気郡多気町平谷字寺垣内六六二番一から同町前村字笹子一四四〇番一まで	前	一二・〇〇～一五・〇〇メートル　〇・二八九キロメートル	
	後	一二・〇〇～二二・〇〇　〇・二八九	
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字小垣九八六番から同町海山区船津字小笠原九七九番一まで	前	一一・〇〇～四七・〇〇　〇・二五〇	
	後	一二・五〇～四七・〇〇　〇・二五〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町内字森ヶ池一八五五番まで	前	A　七・二〇～一一・〇〇メートル　一五・一六四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C　一〇・三〇～二五一・六五　一五・三〇四	
		A　七・一〇～一一・〇〇　一五・一六四	
		B・C　一〇・三〇～二五一・六五　一五・三〇四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
観音寺市大野原町大野原字札場南二九四八番一から同市大野原町大野原字上植松三四五一番一まで	前	一二・〇二～三三・二五　〇・四二三メートル　キロメートル
	後	一二・〇二～三三・四六　〇・四二三

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	観音寺市大野原町大野原字札場南二九四八番一から同市大野原町大野原字上植松三四五一番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年九州地方整備局告示第百二十一号熊本都市計画道路事業三・五・四十五号上熊本弓削線
三　事業施行期間　自平成二十年十月十四日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第九十三号熊本都市計画道路事業三・四・二十九号上熊本法成寺線
三　事業施行期間　自平成十五年七月四日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十一日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第九十九号熊本都市計画道路事業三・四・二十六号新町戸坂線
三　事業施行期間　自平成十四年五月三十一日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし